

「魚介類の名称のガイドライン」一部改正案に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>別表2に関する御意見（4項目）</b>	
<p>・昨今のいか漁の不漁に伴い、スルメイカが減少しているため、スルメイカを乾燥させたスルメに代わり、マツイカを乾燥させたスルメが主流となりつつある。加工品に使用した場合、スルメのままに表示しているメーカーが多く、有利誤認が発生しています。弊社は、松前漬に配合する場合、スルメ(マツイカ)と表示しているが、他メーカーはマツイカを乾燥させたものをスルメとしているため、誤認する旨、消費者から話を頂いているため、ガイドラインにマツイカを追加し、スルメの定義を追記して頂きたい。</p>	<p>・本ガイドラインは、魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示したものであり、「スルメ」を含む加工食品の名称の考え方について示すものではありません。</p> <p>・なお、今般の改正で、アルゼンチンマツイカ (<i>Illex argentinus</i>)、ヨーロッパマツイカ (<i>Illex coindetii</i>) 及びカナダマツイカ (<i>Illex illecebrosus</i>) について、標準和名に代わる一般的名称例として「マツイカ」を、使用できない名称例として「スルメイカ」及び「マイカ」を示しています。</p>
<p>・弊社が、タイから輸入している <i>Loligo chinensis</i> 及び <i>Loligo duvauceli</i> の学名が(別表2)に記載されていない。(別表2)は本邦に輸入されるイカ・タコを全て網羅しているのか。</p>	<p>・本ガイドラインは、現状の流通の実態を踏まえ、業界団体から要望を受けた魚介類について、内容を検討した上で名称を例示しています。このため、別表2は、我が国で販売される海外漁場魚介類及び外来種の全てを網羅しているわけではありません。</p> <p>・ <i>Loligo chinensis</i> 及び <i>Loligo duvauceli</i> は分類学的研究の進展による属の見直しに伴って、学名が <i>Uroteuthis chinensis</i> 及び <i>Uroteuthis duvauceli</i> にそれぞれ変わっています。今回の改正では、これら2種を標準和名ヒラケンサキイカ及びアジアケンサキイカとして追加しています。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>・弊社では、ヒラケンサキイカ、アジアケンサキイカ及びヤセケンサキイカの取り扱いがある。今後、これら3種に対し、「ヤリイカ」という名称を使用できないことで、商品名を変更する必要があり、販売に影響が出る可能性がある。消費者に認知されない名称の設定は、消費者の混乱も招くため、従来通りの「ヤリイカ」の名称を使用できる、又は消費者が認知しやすい標準和名を設定していただきたい。</p>	<p>・本ガイドラインにおいて、種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合は、原則として、種ごとの名称を表示することとしています。</p> <p>・ヤリイカ (<i>Heterololigo bleekeri</i>) は、ヒラケンサキイカ (<i>Uroteuthis chinensis</i>)、アジアケンサキイカ (<i>Uroteuthis duvauceli</i>) 及びヤセケンサキイカ (<i>Uroteuthis singhalensis</i>) と比較すると、その品質及び価格が著しく異なることから、消費者の誤認を招くおそれがあるとして、令和6年度魚介類の名称のガイドライン改正案(頭足類) 検討会において、ヒラケンサキイカ、アジアケンサキイカ及びヤセケンサキイカに使用できない名称例として「ヤリイカ」を明記する方針が取りまとめられました。</p>
<p>・弊社は従来よりタイから<i>Loligo chinensis</i>及び<i>Loligo duvauceli</i>をヤリイカとして輸入・販売しており、業界的にもヤリイカとして認識されている。これらを今後もヤリイカとして輸入・販売したいと考えているが、問題無いか。</p>	<p>・また、同検討会において、流通上、ヒラケンサキイカ、アジアケンサキイカ及びヤセケンサキイカを分けて管理することが困難なため、使用できる名称を新設することも検討の俎上に上がりましたが、分類学的な誤解や混乱を招く危険性があることから、新称を創設することは避け、既存の標準和名で対応するため、同3種については、互いに3種の標準和名を使用することができるように明記すべきとの結論となりました。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
移行期間に関する御意見（1項目）	
<p>・弊社では、ヒラケンサキイカ、アジアケンサキイカ及びヤセケンサキイカの取り扱いがある。同3種に対し、「ヤリイカ」という名称で販売を行っている。弊社の製品では賞味期限2年の商品が多いため、ガイドライン改正案が公表された場合、販売済の製品含め早急に全ての製品を切り替えることが困難となる。また、海外製造工場がほとんどであり資材切り替えに時間がかかる。そのため、猶予期間を3年以上で設定し、柔軟に対応できる体制にしてもらいたい。</p>	<p>・本ガイドラインにおいて、種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合は、原則として、種ごとの名称を表示することとしています。</p> <p>・ヤリイカ (<i>Heterololigo bleekeri</i>) は、ヒラケンサキイカ (<i>Uroteuthis chinensis</i>)、アジアケンサキイカ (<i>Uroteuthis duvauceli</i>) 及びヤセケンサキイカ (<i>Uroteuthis singhalensis</i>) と比較すると、その品質及び価格が著しく異なることから、消費者の誤認を招くおそれがあるとして、令和6年度魚介類の名称のガイドライン改正案（頭足類）検討会において、ヒラケンサキイカ、アジアケンサキイカ及びヤセケンサキイカに使用できない名称例として「ヤリイカ」を明記する方針が取りまとめられました。</p> <p>・また、同検討会において、流通上、ヒラケンサキイカ、アジアケンサキイカ及びヤセケンサキイカを分けて管理することが困難なため、使用できる名称を新設することも検討の俎上に上がりましたが、分類学的な誤解や混乱を招く危険性があることから、新称を創設することは避け、既存の標準和名で対応するため、同3種については、互いに3種の標準和名を使用することができるように明記するべきとの結論となりました。</p> <p>・本ガイドラインは、魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際の考え方や事例を示したものであり、消費者に正確な情報を提供する必要があるため、可能な限り速やかに、本ガイドラインで示された名称が反映された容器包装に切り替えていただくことが望ましいと考えております。</p>